

令和2年12月21日

令和2年地方公務員給与実態調査結果等の概要

令和2年地方公務員給与実態調査結果等の概要について、別添のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室
担当：岩田課長補佐・高橋係長・橘高係長
電話：03-5253-5550(直)
FAX：03-5253-5553

令和2年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

ラスパイレス指数(全団体加重平均)

○ 令和2年4月1日現在 **99.1** (前年 99.1 ±0)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

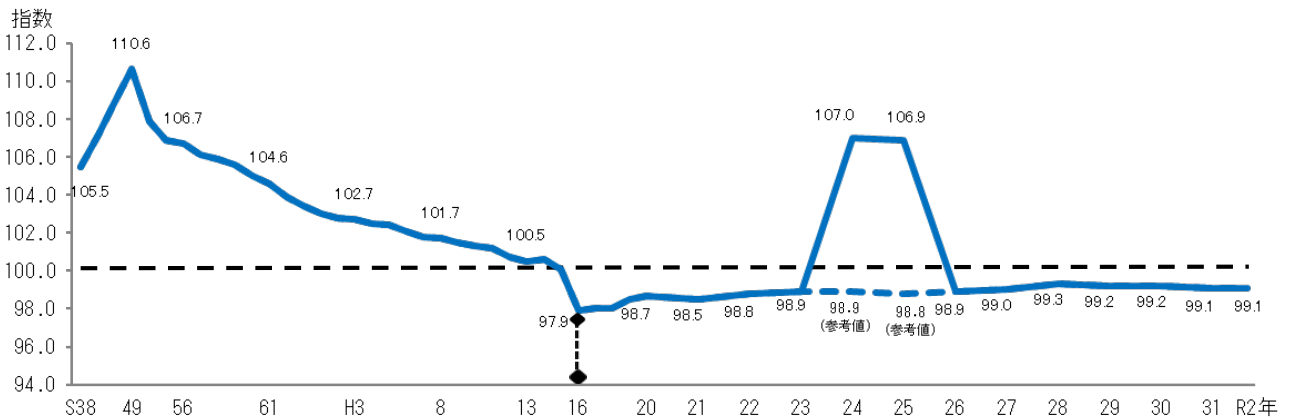
(1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	H31.4.1	R2.4.1	増 減	
				S49→R2	H31→R2
全地方公共団体平均	110.6	99.1	99.1	△ 11.5	0.0
都道府県	111.3	99.8	100.0	△ 11.3	0.2
指定都市	116.1	99.9	99.9	△ 16.2	0.0
市	113.8	98.9	98.9	△ 14.9	0.0
町村	99.2	96.3	96.4	△ 2.8	0.1
特別区	—	99.8	99.1	—	△ 0.7

(2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	R2.4.1			
	最高値		最低値	
都道府県	102.5	愛知県	95.4	鳥取県
指定都市	102.6	仙台市	96.7	大阪市
市	103.5	静岡県熱海市	89.6	北海道夕張市
町村	103.9	千葉県芝山町	75.1	東京都御蔵島村

(3) ラスパイレス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値。

(4) その他

- ・地域手当補正後ラスパイレス指数

全地方公共団体平均	99.0
(ラスパイレス指数との差)	△0.1)
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

全地方公共団体平均	98.5
(ラスパイレス指数との差)	△0.6)

1 地方公務員給与実態調査結果等

1	ラスパイレス指数等の状況	P1
(1)	団体区分別の推移	P1
(2)	分布状況の推移	P1
(3)	都道府県のラスパイレス指数の状況	P2
(4)	指定都市のラスパイレス指数の状況	P2
(5)	中核市のラスパイレス指数の状況	P3
(6)	市区町村のラスパイレス指数の状況	P4
2	平均給与月額	P6
3	特殊勤務手当	P8
【参考】	地域手当補正後ラスパイレス指数	P9
【参考】	ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値	P10

令和2年12月
総務省

(連絡先)
自治行政局 公務員部 給与能率推進室
担当：岩田課長補佐・高橋係長
電話：03-5253-5550(直)
03-5253-5111(代)(内線23252)
FAX：03-5253-5553

1 ラスパイレス指数の状況

(1) 団体区別の推移

＜第1表 団体区別ラスパイレス指数(一般行政職)＞

区 分	S 49.4.1	H 12.4.1	H 22.4.1	H 31.4.1	R2.4.1	増 減	
						S49→R2	H31→R2
全地方公共 団体平均	110.6	100.7	98.8	99.1	99.1	△ 11.5	0.0
都道府県	111.3	101.9	98.9	99.8	100.0	△ 11.3	0.2
指定都市	116.1	104.1	101.5	99.9	99.9	△ 16.2	0.0
市	113.8	101.7	98.8	98.9	98.9	△ 14.9	0.0
町 村	99.2	96.2	95.1	96.3	96.4	△ 2.8	0.1
特別区	-	102.6	100.8	99.8	99.1	-	△ 0.7

※1 S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値。
 ※2 S49.4.1現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。

(2) 分布状況の推移

＜第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)＞ (団体数)

区 分	S 49.4.1	H 12.4.1	H 22.4.1	H 31.4.1	R2.4.1	増 減	
						S49→R2	H31→R2
110以上	793 (23.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	△ 793	0
105以上	574 (17.3%)	44 (1.3%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	△ 574	0
100以上105未満	628 (18.9%)	793 (24.0%)	316 (17.6%)	280 (15.7%)	267 (14.9%)	△ 361	△ 13
100未満	1321 (39.8%)	2462 (74.6%)	1480 (82.4%)	1508 (84.3%)	1521 (85.1%)	200	13
内 訳	95以上 100未満 1321 (39.8%)	1459 (44.2%)	878 (48.9%)	1165 (65.2%)	1184 (66.2%)	200	19
		803 (24.3%)	483 (26.9%)	309 (17.3%)	306 (17.1%)		△ 3
		200 (6.1%)	119 (6.6%)	34 (1.9%)	31 (1.7%)		△ 3
合 計	3,316 (100.0%)	3,299 (100.0%)	1,797 (100.0%)	1,788 (100.0%)	1,788 (100.0%)	△ 1,528	0

※1 S49.4.1には、特別区を含まない。
 ※2 S49.4.1及びS49→R2の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

(参考) 団体区別ラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)R2.4.1現在 (団体数)

区 分	都道府県	指定都市	市	町村	特別区	
105以上	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
100以上105未満	21 (44.7%)	14 (70.0%)	185 (24.0%)	44 (4.8%)	3 (13.0%)	
100未満	26 (55.3%)	6 (30.0%)	587 (76.0%)	882 (95.2%)	20 (87.0%)	
内 訳	95以上 100未満	26 (55.3%)	6 (30.0%)	539 (69.8%)	593 (64.0%)	20 (87.0%)
		0 (0.0%)	0 (0.0%)	47 (6.1%)	259 (28.0%)	0 (0.0%)
		0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	30 (3.2%)	0 (0.0%)
合 計	47 (100.0%)	20 (100.0%)	772 (100.0%)	926 (100.0%)	23 (100.0%)	

(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況<指数が高い順>

<第3表 都道府県のラスパイレス指数>

順位	都道府県名	R2.4.1	H31.4.1	
			指数	順位
1	愛知県	102.5	100.7	7
2	静岡県	102.4	102.3	1
3	神奈川県	101.9	101.7	2
4	埼玉県	101.4	100.0	22
4	三重県	101.4	101.6	3
6	広島県	101.2	100.1	18
7	東京都	100.9	101.0	4
7	山梨県	100.9	100.7	7
9	滋賀県	100.8	99.3	31
9	福岡県	100.8	100.6	9
11	茨城県	100.7	101.0	4
11	栃木県	100.7	100.8	6
11	大阪府	100.7	100.5	10
14	福島県	100.6	100.5	10
15	秋田県	100.4	100.4	12
15	岡山県	100.4	100.3	14
17	群馬県	100.3	100.2	15
17	長野県	100.3	100.4	12
19	宮城県	100.1	99.9	23
19	山形県	100.1	100.1	18
21	佐賀県	100.0	100.2	15
22	千葉県	99.9	99.9	23
23	石川県	99.8	99.7	26
23	兵庫県	99.8	100.1	18

順位	都道府県名	R2.4.1	H31.4.1	
			指数	順位
25	岐阜県	99.7	99.5	27
25	奈良県	99.7	99.4	28
25	熊本県	99.7	99.9	23
28	福井県	99.6	99.4	28
28	和歌山県	99.6	99.3	31
30	京都府	99.4	99.3	31
31	岩手県	99.3	99.2	34
31	富山県	99.3	99.2	34
31	山口県	99.3	100.2	15
31	大分県	99.3	99.4	28
35	北海道	99.2	99.0	36
36	新潟県	99.0	100.1	18
36	徳島県	99.0	98.2	41
38	高知県	98.8	98.6	37
39	香川県	98.6	98.4	39
39	愛媛県	98.6	98.5	38
41	島根県	98.5	98.3	40
42	長崎県	98.2	98.2	41
42	沖縄県	98.2	98.2	41
44	宮崎県	97.5	97.5	44
45	青森県	97.3	97.4	45
46	鹿児島県	96.2	96.2	46
47	鳥取県	95.4	95.3	47

(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況<指数が高い順>

<第4表 指定都市のラスパイレス指数>

順位	指定都市名	R2.4.1	H31.4.1	
			指数	順位
1	仙台市	102.6	102.4	2
2	静岡市	102.5	102.6	1
3	さいたま市	102.1	102.0	3
4	京都市	102.0	101.8	4
5	福岡市	101.9	101.8	4
6	北九州市	101.8	101.7	6
7	千葉市	101.1	101.3	7
8	川崎市	101.0	101.1	8
9	岡山市	100.5	100.5	9
10	神戸市	100.4	100.3	10

順位	指定都市名	R2.4.1	H31.4.1	
			指数	順位
11	堺市	100.3	100.3	10
12	浜松市	100.2	100.0	14
13	横浜市	100.1	100.2	12
13	熊本市	100.1	100.1	13
15	広島市	99.9	99.9	15
16	札幌市	99.6	99.6	16
17	相模原市	99.3	99.3	18
17	名古屋市	99.3	99.4	17
19	新潟市	99.0	98.8	19
20	大阪市	96.7	96.5	20

(5) 中核市(全60市)のラスパイレス指数の状況<指数が高い順>

<第5表 中核市(全60市)のラスパイレス指数>

順位	中核市名	R2.4.1	H31.4.1	
			指数	順位
1	越谷市	102.9	102.8	2
2	柏市	102.3	102.1	6
3	川口市	102.1	103.4	1
4	川越市	102.0	102.1	6
5	宇都宮市	101.9	102.3	4
5	東大阪市	101.9	102.2	5
7	倉敷市	101.8	102.5	3
8	福島市	101.5	102.1	6
9	西宮市	101.4	101.2	12
10	郡山市	101.3	101.5	9
10	姫路市	101.3	101.3	10
12	福山市	101.1	100.9	17
13	いわき市	101.0	101.1	13
13	高松市	101.0	101.0	15
15	岐阜市	100.9	101.1	13
15	吹田市	100.9	100.9	-
17	山形市	100.8	100.9	17
17	富山市	100.8	100.4	20
17	岡崎市	100.8	101.3	10
20	横須賀市	100.6	101.0	15
20	豊中市	100.6	100.4	20
22	明石市	100.3	100.1	23
23	船橋市	100.2	100.1	23
23	福井市	100.2	100.8	19
23	長野市	100.2	100.0	26
23	下関市	100.2	100.1	23
27	水戸市	100.1	99.9	-
27	大津市	100.1	100.0	26
27	大分市	100.1	100.0	26
30	豊田市	99.9	100.3	22

順位	中核市名	R2.4.1	H31.4.1	
			指数	順位
31	高崎市	99.8	99.7	32
32	奈良市	99.7	98.1	52
33	久留米市	99.6	99.5	34
34	和歌山市	99.5	99.9	30
35	盛岡市	99.4	99.6	33
35	金沢市	99.4	99.3	37
35	豊橋市	99.4	100.0	26
35	松山市	99.4	99.8	31
35	佐世保市	99.4	99.4	35
35	鹿児島市	99.4	99.3	37
41	前橋市	99.3	99.2	41
41	松江市	99.3	98.8	46
41	高知市	99.3	99.3	37
44	呉市	99.2	99.3	37
45	甲府市	99.1	98.7	48
45	高槻市	99.1	98.5	49
47	八尾市	99.0	98.9	43
48	旭川市	98.8	98.9	43
48	宮崎市	98.8	99.4	35
50	枚方市	98.6	96.4	58
51	八戸市	98.5	98.8	46
52	尼崎市	98.2	99.0	42
52	長崎市	98.2	98.9	43
54	秋田市	98.0	98.3	50
55	八王子市	97.9	98.2	51
56	那覇市	97.8	97.5	53
57	函館市	97.5	97.5	53
58	鳥取市	97.4	97.1	57
59	青森市	97.2	97.5	53
60	寝屋川市	96.9	97.2	56

※水戸市及び吹田市は、令和2年4月1日に中核市に移行した。

(6) 市区町村(指定都市及び中核市を除く全1,661団体)のラスパイルズ指数の状況

<第6表 市区町村のラスパイルズ指数上位50団体及び下位50団体>

(上位団体)

順位	市区町村名		R2.4.1	H31.4.1	
				指数	順位
1	千葉県	芝山町	103.9	102.0	23
2	静岡県	熱海市	103.5	103.2	2
2	京都府	大山崎町	103.5	103.9	1
4	静岡県	三島市	103.2	102.4	10
5	静岡県	沼津市	103.1	102.9	4
6	愛知県	豊川市	103.0	102.3	13
7	千葉県	流山市	102.9	101.7	34
7	滋賀県	守山市	102.9	102.4	10
9	神奈川県	南足柄市	102.5	101.4	50
9	大阪府	河南町	102.5	99.9	216
11	埼玉県	入間市	102.4	102.7	5
11	神奈川県	座間市	102.4	102.6	8
11	静岡県	袋井市	102.4	103.0	3
11	静岡県	湖西市	102.4	102.5	9
15	千葉県	木更津市	102.3	102.7	5
16	千葉県	市川市	102.2	102.1	19
16	静岡県	富士市	102.2	102.3	13
16	静岡県	掛川市	102.2	101.7	34
16	三重県	四日市市	102.2	102.2	18
20	静岡県	富士宮市	102.1	102.3	13
20	山口県	周南市	102.1	101.4	50
22	埼玉県	熊谷市	102.0	101.5	44
22	千葉県	習志野市	102.0	101.6	40
22	神奈川県	山北町	102.0	100.9	89
22	静岡県	藤枝市	102.0	101.8	27
26	北海道	上川町	101.9	101.2	67
26	千葉県	東金市	101.9	102.1	19

順位	市区町村名		R2.4.1	H31.4.1	
				指数	順位
26	千葉県	山武市	101.9	101.2	67
26	福岡県	筑紫野市	101.9	100.8	106
30	千葉県	八千代市	101.7	101.8	27
30	千葉県	富津市	101.7	102.1	19
30	愛知県	東海市	101.7	101.7	34
33	埼玉県	上尾市	101.6	101.8	27
33	埼玉県	蕨市	101.6	101.9	26
33	埼玉県	朝霞市	101.6	101.7	34
33	千葉県	茂原市	101.6	101.5	44
33	神奈川県	葉山町	101.6	101.8	27
33	静岡県	御殿場市	101.6	102.3	13
33	京都府	宇治市	101.6	102.1	19
33	大阪府	池田市	101.6	101.4	50
41	神奈川県	海老名市	101.5	101.4	50
41	愛知県	春日井市	101.5	101.3	57
41	三重県	いなべ市	101.5	101.6	40
44	埼玉県	所沢市	101.4	101.2	67
44	神奈川県	藤沢市	101.4	101.4	50
44	愛知県	蒲郡市	101.4	101.7	34
44	滋賀県	草津市	101.4	101.3	57
48	千葉県	浦安市	101.3	101.5	44
48	神奈川県	秦野市	101.3	101.4	50
48	静岡県	伊東市	101.3	101.0	82
48	愛知県	小牧市	101.3	101.8	27
48	京都府	長岡京市	101.3	101.1	76
48	大阪府	忠岡町	101.3	101.3	57
48	福岡県	大野城市	101.3	101.3	57

(下位団体)

順位	市区町村名		R2.4.1	H31.4.1	
				指数	順位
1	東京都	御蔵島村	75.1	81.2	2
2	大分県	姫島村	81.1	81.1	1
3	沖縄県	多良間村	81.6	81.9	3
4	東京都	青ヶ島村	82.3	82.4	4
5	新潟県	粟島浦村	83.4	87.3	9
5	沖縄県	与那国町	83.4	84.5	5
7	鹿児島県	与論町	87.1	86.6	7
8	沖縄県	栗国村	88.2	87.0	8
9	愛知県	東栄町	88.3	87.9	11
9	鹿児島県	伊仙町	88.3	87.3	9
11	岩手県	田野畑村	88.4	89.2	22
11	福島県	葛尾村	88.4	89.7	28
13	宮城県	山元町	88.5	88.7	15
14	奈良県	河合町	88.6	88.0	12
15	東京都	八丈町	88.7	89.0	18
16	愛媛県	上島町	88.8	90.2	35
17	東京都	新島村	88.9	88.9	17
17	鹿児島県	徳之島町	88.9	88.1	13
19	富山県	舟橋村	89.2	90.5	45
20	群馬県	上野村	89.3	90.7	50
20	和歌山県	高野町	89.3	89.4	26
22	奈良県	天川村	89.4	89.7	28
23	福島県	双葉町	89.5	90.2	35
23	長野県	天龍村	89.5	89.6	27
25	北海道	夕張市	89.6	89.0	18
26	秋田県	八郎潟町	89.7	88.2	14

順位	市区町村名		R2.4.1	H31.4.1	
				指数	順位
26	沖縄県	東村	89.7	89.2	22
28	北海道	奥尻町	89.8	92.4	118
28	長野県	北相木村	89.8	89.1	20
30	東京都	大島町	89.9	90.2	35
30	沖縄県	南大東村	89.9	91.1	59
32	長野県	泰阜村	90.0	89.7	28
32	岡山県	新庄村	90.0	93.0	156
32	鹿児島県	知名町	90.0	91.6	79
35	岐阜県	羽島市	90.1	95.6	429
35	沖縄県	北大東村	90.1	89.3	24
37	石川県	穴水町	90.2	90.2	35
37	沖縄県	渡名喜村	90.2	89.7	28
39	東京都	三宅村	90.3	89.3	24
39	福井県	池田町	90.3	90.4	42
39	長野県	野沢温泉村	90.3	90.2	35
39	沖縄県	伊平屋村	90.3	89.1	20
43	宮城県	丸森町	90.4	93.4	182
43	宮城県	南三陸町	90.4	91.3	68
43	熊本県	御船町	90.4	88.7	15
46	青森県	大鰐町	90.6	90.2	35
46	石川県	川北町	90.6	89.8	32
46	奈良県	下北山村	90.6	90.4	42
49	長野県	南相木村	90.7	90.7	50
49	京都府	井手町	90.7	92.8	148
49	奈良県	野迫川村	90.7	91.0	56

2 平均給与月額

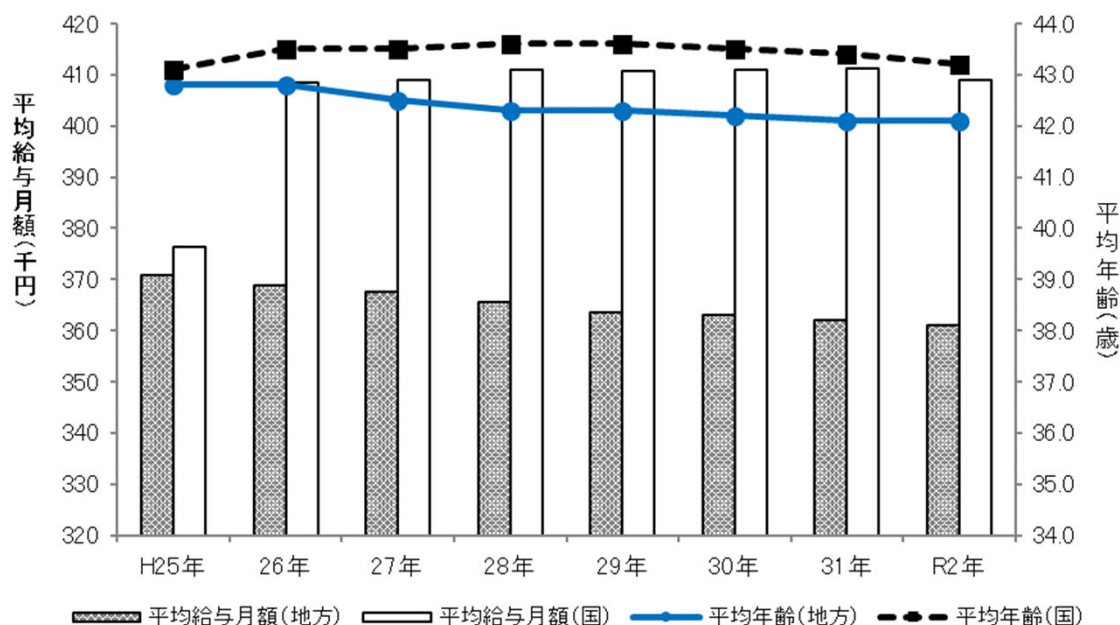
<第7表> 平均給与月額の推移(全地方公共団体・一般行政職)

(単位:円)

区分	H25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	R2年	
地方	平均給与月額	370,822	368,817	367,557	365,549	363,448	362,973	362,047	360,949
	平均給料月額	328,842	326,969	325,130	321,689	319,492	318,639	317,775	316,993
	諸手当月額	41,980	41,848	42,427	43,860	43,956	44,334	44,272	43,956
国	平均給与月額	376,257	408,472	408,996	410,984	410,719	410,940	411,123	408,868
	平均俸給月額	307,220	335,000	334,283	331,816	330,531	329,845	329,433	327,564
	諸手当月額	69,037	73,472	74,713	79,168	80,188	81,095	81,690	81,304

※諸手当月額は、比較のため、国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

※国家公務員の平均給与月額のうち、平成25年は給与改定・臨時特例法による給与減額措置後の値である。



<第8表> 団体区分別平均給与月額(一般行政職・R2)

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
全地方公共団体平均	42.1	316,993	83,867	400,860	360,949
都道府県	42.8	324,055	89,667	413,722	366,268
指定都市	41.8	319,806	110,227	430,033	379,749
市	41.9	316,209	76,776	392,985	357,276
町村	41.3	302,270	48,606	350,876	330,286
特別区	40.6	300,184	122,883	423,067	377,355
国	43.2	327,564	—	—	408,868

※「平均給料月額」とは、給料の調整額を含む。

※「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである。

(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

※「平均給与月額」とは、平均給料月額と諸手当月額を合計したものであり、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

<第9表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)>

(単位:歳・円)

職種区分	年	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	国家公務員			
							平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	
全職種	R2	41.8	327,970	84,100	412,070	372,062	42.9	337,788	416,203	
	H31	41.8	328,855	89,579	418,434	373,377	43.1	338,969	417,683	
主な内訳	一般行政職	R2	42.1	316,993	83,867	400,860	360,949	43.2	327,564	408,868
		H31	42.1	317,775	88,426	406,201	362,047	43.4	329,433	411,123
	技能労務職	R2	51.3	313,801	60,138	373,939	351,974	50.9	287,283	328,862
		H31	50.8	316,274	68,654	384,928	355,122	50.9	287,312	329,380
	高等学校教育職	R2	44.8	372,405	59,009	431,414	412,285	—	—	—
		H31	44.8	374,191	65,325	439,516	414,985	—	—	—
	小・中学校教育職	R2	42.1	353,398	55,605	409,003	395,110	—	—	—
		H31	42.3	355,362	59,458	414,820	397,801	—	—	—
	警察職	R2	38.4	323,548	133,024	456,572	371,763	41.4	319,832	378,311
		H31	38.4	321,712	140,249	461,961	370,144	41.4	318,875	376,765

※ 平均給料月額とは、給料の調整額及び教職調整額を含む。

※ 諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)は、第8表に同じ。

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

※ 国家公務員の数値については、「国家公務員給与等実態調査(人事院)」の結果によるものであり、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

3 特殊勤務手当

<第10表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)>

団体区分	H22		H31		R2		H22 → R2		H31 → R2	
	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり
全地方公共団体	(百万円) 15,264	(円) 5,419	(百万円) 16,028	(円) 5,844	(百万円) 12,883	(円) 4,661	(百万円) △ 2,381	(円) △ 758	(百万円) △ 3,145	(円) △ 1,183
都道府県	6,804	4,448	7,054	5,064	4,463	3,177	△ 2,341	△ 1,271	△ 2,591	△ 1,887
指定都市	1,130	4,632	1,364	3,980	942	2,703	△ 188	△ 1,929	△ 422	△ 1,277
市	5,337	7,230	5,336	7,580	5,208	7,362	△ 129	132	△ 128	△ 218
町村	594	4,060	515	3,732	507	3,677	△ 87	△ 383	△ 8	△ 55
特別区	69	1,082	48	776	52	819	△ 17	△ 263	4	43

<第11表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移>

職種区分	H22		H31		R2		H22→R2	H31→R2
	職員数	職員1人当たり	職員数	職員1人当たり	職員数	職員1人当たり	職員1人当たり	職員1人当たり
全職種	(人) 2,816,694	(円) 5,419	(人) 2,742,638	(円) 5,844	(人) 2,764,094	(円) 4,661	(円) △ 758	(円) △ 1,183
一般行政職	850,929	461	853,890	408	857,734	350	△ 111	△ 58
医師・歯科医師職	13,750	217,573	10,130	222,100	10,446	211,739	△ 5,834	△ 10,361
看護・保健職	103,550	13,391	84,496	12,273	84,399	12,517	△ 874	244
消防職	156,410	5,788	161,002	6,086	161,732	5,472	△ 316	△ 614
高等学校教育職	241,115	4,500	241,439	6,370	241,356	1,335	△ 3,165	△ 5,035
小・中学校教育職	609,353	2,678	596,443	3,705	600,734	777	△ 1,901	△ 2,928
警察職	253,510	9,080	261,863	7,773	261,912	7,449	△ 1,631	△ 324

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

(参考) 1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区分	特殊勤務手当の例
医師・歯科医師職	・緊急診療待機手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	・緊急呼出業務手当(勤務時間外に緊急の呼出に応じて行う業務に従事したとき)など
消防職	・出勤手当(火災その他災害等の現場に出動した場合)など
高等学校教育職 小・中学校教育職	・教員特殊業務手当(災害時の緊急業務、引率指導業務、部活動の指導に従事したとき) ・教育業務連絡指導手当(学年主任等に対し支給)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など

[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

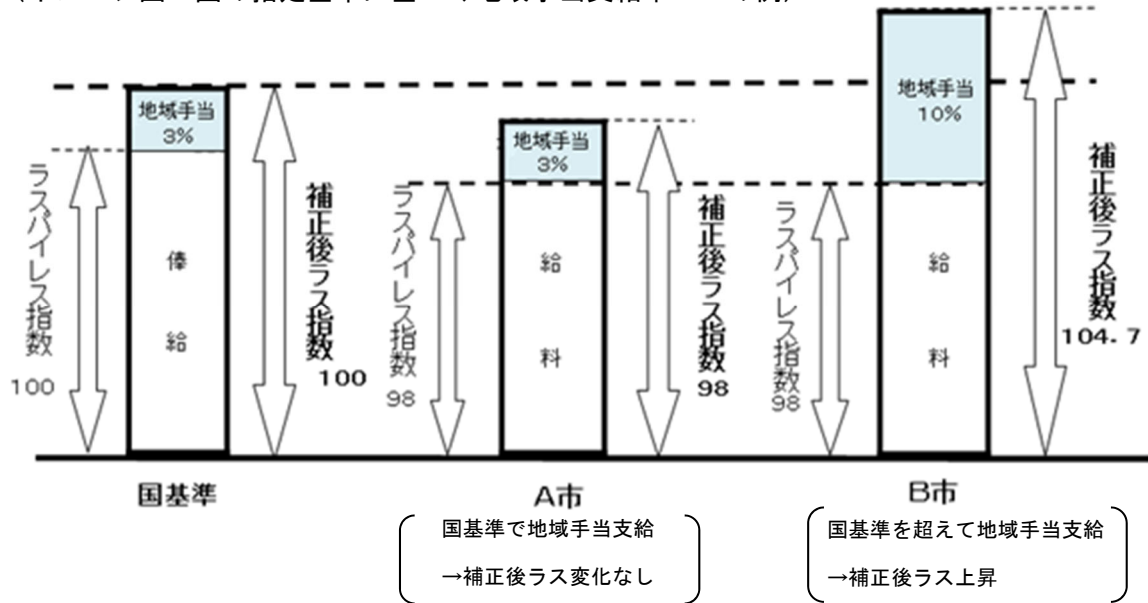
平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出したものである。

1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}^{\ast}}$$

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1+国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町村職員への加重平均支給率」として算出。

（イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率3%の例）



2 地域手当補正後ラスパイレス指数（団体区分別平均）

区 分	ラスパイレス指数 A	地域手当補正後 ラスパイレス指数 B	差 引 B - A
全地方公共団体平均	99.1	99.0	△ 0.1
都道府県	100.0	99.5	△ 0.5
指定都市	99.9	99.9	0.0
市	98.9	98.9	0.0
町村	96.4	96.6	0.2
特別区	99.1	99.1	0.0

[参考] ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表（一）適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が多く出ていることを踏まえ、試みとして算出したものである。

1 指定職俸給表が適用される範囲

人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）（抄）

（指定職俸給表の適用範囲）

第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

- 一 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官
- 二 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第三項の庁をいう。）の長官
- 三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視總監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
- 四 国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁及び金融庁の官房長及び局長
- 五 気象大学校長及び海上保安大学校長
- 六 経済社会総合研究所長
- 七 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長（前号に掲げる職員を除く。）で指令で指定するもの
- 八 規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの
- 九 その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

指定職俸給表適用職員数（令和2年4月1日現在） 938人
 （行政職俸給表（一）適用職員数（ ” ） 140,017人）

2 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値（団体区分別平均）

<試算方法>

- ① 指定職俸給表適用職員については、上記938人全てを含める。
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額（給料額）には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「令和2年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表（一）」と「指定職俸給表」の2つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

令和2年4月1日現在

区 分	ラスパイレス指数 A	指定職を含めた 場合の試算値 B	差 引 B - A
全地方公共団体平均	99.1	98.5	△ 0.6
都 道 府 県	100.0	99.4	△ 0.6
指 定 都 市	99.9	99.3	△ 0.6
市	98.9	98.3	△ 0.6
町 村	96.4	95.8	△ 0.6
特 別 区	99.1	98.4	△ 0.7

2 他の給与関連調査結果

<参考1>

給与制度・運用の適正化状況 P1

<参考2>

地方公務員給与の「わたり」の状況について P2

<参考3>

地方公務員の地域手当について P5

<参考4>

地方公務員の自宅に係る住居手当について P6

<参考5>

技能労務職員の給与について P8

令和2年12月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：岩田課長補佐・橋高係長

電話：03-5253-5549(直)

03-5253-5111(代)

<参考1>

給与制度・運用の適正化状況

令和元年度中において、給料表の適正化等、給料の水準適正化のための措置を講じた団体は延べ40団体。また、諸手当や退職手当の適正化の取組を行った団体は延べ140団体であった。

○ 令和元年度中における給与適正化等の状況

(単位:団体)

区 分	初任給基準 の適正化	わたりの 適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給等の 適正化	小 計 (A)
都道府県	0	0	0	0	0
指定都市	0	0	1	0	1
市 区	2	1	13	0	16
町 村	3	0	19	1	23
計	5	1	33	1	40

区 分	諸手当の適正化			退職手当 の適正化	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)
	特殊勤務 手 当	住居手当	その他の 手 当			
都道府県	1	2	2	0	5	5
指定都市	0	0	1	0	1	2
市 区	22	41	22	0	85	101
町 村	12	14	23	0	49	72
計	35	57	48	0	140	180

(注) 団体数は部分的な取組を含み、合計は延べ数である。

地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、等級別基準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めること

により、給与を支給することをいう。

- 地方公務員法第24条第1項
職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

「わたり」の制度のある団体（令和2年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は 7 団体（0.4%）

〔対前年度比：▲1 団体〕

（単位：団体）

区 分	令和2年 4月1日時点	平成31年 4月1日時点	R2-H31	（参考） 平成21年 4月1日時点※2
全 団 体	7/1,788 (0.4%) ※1	8/1,788 (0.4%)	▲1 団体	221/1,847 (12.0%)
都道府県	0/47 (0.0%)	0/47 (0.0%)	0 団体	3/47 (6.4%)
指定都市	0/20 (0.0%)	0/20 (0.0%)	0 団体	1/18 (5.6%)
市	5/772 (0.6%)	6/772 (0.8%)	▲1 団体	127/765 (16.6%)
町 村	2/926 (0.2%)	2/926 (0.2%)	0 団体	90/994 (9.1%)
特別区	0/23 (0.0%)	0/23 (0.0%)	0 団体	0/23 (0.0%)

※1 各欄において、分子は「わたり」の制度がある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

※2 総務省において、地方公務員給与の「わたり」の状況について、初めて調査・取りまとめを行い、その結果を公表した時点の数値。

<参考2-②>

○ 地方公務員給与の「わたり」に係る状況

令和2年4月1日現在

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
北海道	2	1	東神楽町、音威子府村	0	0
大阪府	5	1,305	池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉南市	0	25
宮崎県	0	0		▲ 1	▲ 15
合計	7	1,306		▲ 1	10

<参考2—③>

○「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

令和2年4月1日現在

1 都道府県

青森県、岩手県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、愛知県、京都府、熊本県、沖縄県

2 指定都市

浜松市、熊本市

3 市町村 (指定都市を除く)

北海道	室蘭市、帯広市、苫小牧市、登別市、松前町
青森県	弘前市
秋田県	秋田市
山形県	鶴岡市、上山市
福島県	郡山市
東京都	武蔵野市、小平市、日野市
大阪府	岸和田市、摂津市、熊取町
奈良県	奈良市、大和郡山市、生駒市、田原本町
広島県	三次市
香川県	坂出市
大分県	大分市、宇佐市
宮崎県	日向市、えびの市
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、西之表市、薩摩川内市、霧島市

地方公務員の地域手当について

全地方公共団体の約3割の団体において、地域手当を支給している。そのうち、国基準を上回る支給率である団体は、64団体。

○ 地域手当の支給状況(令和2年4月1日時点)

区分	地域手当 支給団体数	国基準との比較			区分別 団体数
		同様	上回る	下回る	
全地方公共団体	467 (26.1%)	341 (19.1%)	64 (3.6%)	63 (3.5%)	1,788
都道府県	32 (68.1%)	4 (8.5%)	1 (2.1%)	27 (57.4%)	47
指定都市	19 (95.0%)	19 (95.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20
市町村	393 (23.1%)	295 (17.4%)	63 (3.7%)	36 (2.1%)	1,698
特別区	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23

※国の支給地域であるが、実際には地域手当を支給していない団体(1団体)が一部にみられるため、地域手当支給団体数欄から除いている。

※割合は、区分別団体数に対するものである。

○ 国基準を上回る支給率の団体

区分	団体数	団体名
都道府県分	1	東京都
市町村分	63	
茨城県	1	東海村
群馬県	1	中之条町
埼玉県	4	川口市、所沢市、戸田市、三芳町
千葉県	6	市川市、木更津市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、芝山町
東京都	8	三鷹市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
神奈川県	10	藤沢市、綾瀬市、寒川町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、愛川町、清川村
山梨県	1	昭和町
静岡県	4	湖西市、清水町、長泉町、小山町
愛知県	13	豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、碧南市、安城市、小牧市、東海市、大府市、高浜市、飛島村、武豊町、幸田町
三重県	2	朝日町、川越町
京都府	2	大山崎町、久御山町
兵庫県	2	稲美町、播磨町
香川県	1	さぬき市
福岡県	8	筑紫野市、宗像市、古賀市、篠栗町、須恵町、久山町、荏田町、みやこ町

地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の9割の団体（1,610団体／1,788団体、90.0%）が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

自宅に係る住居手当の制度のある団体（令和2年4月1日時点）

自宅に係る住居手当の制度のある団体は 178団体（10.0%）

〔対前年比：▲25団体〕

（単位：団体）

区 分	令和2年 4月1日時点	平成31年 4月1日時点	R2-H31
全 団 体	178／1,788 (10.0%)	203／1,788 (11.4%)	▲25団体
都道府県	0／47 (0.0%)	0／47 (0.0%)	0団体
指定都市	1／20 (5.0%)	1／20 (5.0%)	0団体
市町村	177／1,698 (10.4%)	202／1,698 (11.9%)	▲25団体
特別区	0／23 (0.0%)	0／23 (0.0%)	0団体

※ 各欄において、分子は自宅に係る住居手当の制度のある団体数を、分母は区分別団体数を示す。
 ※ 「制度がない団体」には経過措置を設けている団体も含む。

<参考4-②>

自宅に係る住居手当の制度が残っている団体（令和2年4月1日現在）

○都道府県(0団体)

○指定都市(1団体)：神戸市

○市区町村(指定都市を除く)

都道府県名	制度が残っている 団体数	市区町村数
北海道	106	178
北海道	0	40
青森県	0	33
岩手県	0	34
宮城県	0	25
秋田県	0	35
山形県	0	59
福島県	1	44
茨城県	0	25
栃木県	0	35
群馬県	18	62
埼玉県	0	53
千葉県	0	62
東京都	0	62
神奈川県	18	30
新潟県	0	29
富山県	0	15
石川県	0	19
福井県	0	17
山梨県	0	27
長野県	0	77
岐阜県	0	42
静岡県	4	33
愛知県	0	53
三重県	7	29
滋賀県	0	19
京都府	0	25
大阪府	1	41
兵庫県	6	40
奈良県	2	39
和歌山県	5	30
鳥取県	0	19
島根県	0	19
岡山県	0	26
広島県	0	22
山口県	2	19
徳島県	0	24
香川県	0	17
愛媛県	0	20
高知県	0	34
福岡県	5	58
佐賀県	0	20
長崎県	0	21
熊本県	0	44
大分県	2	18
宮崎県	0	26
鹿児島県	0	43
沖縄県	0	41
合計	177	1,721

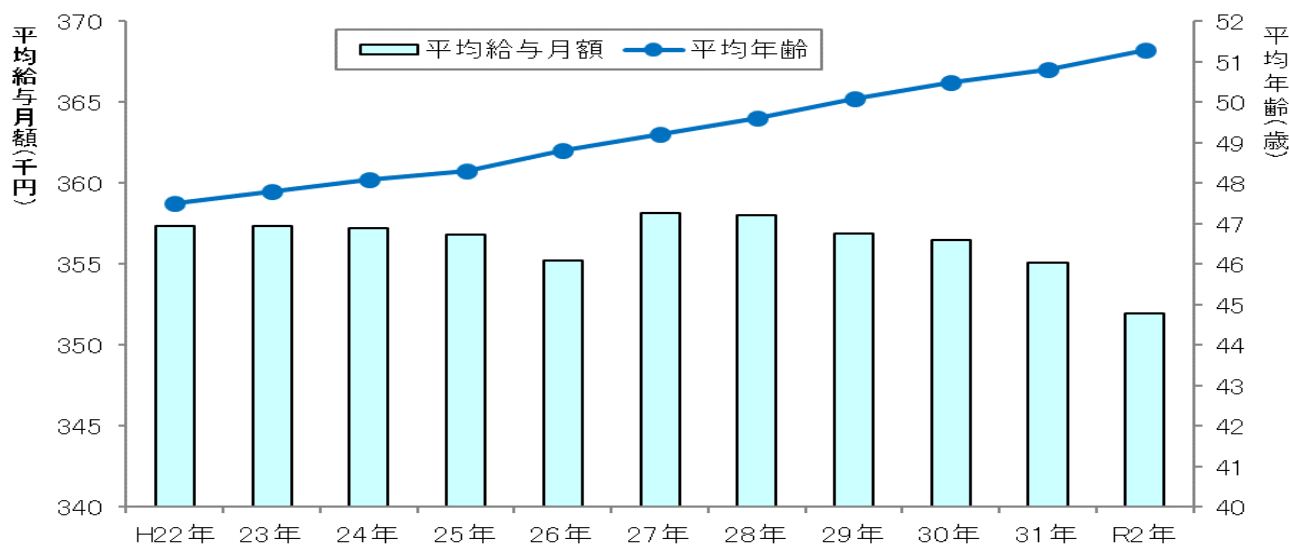
<参考5>

技能労務職員の給与について

技能労務職員の給与は、近年、平均年齢が上昇する中で抑制基調で推移している。

○ 技能労務職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区 分	地方公務員				国家公務員			
	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)	平均年齢 (歳)	平均俸給月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)
全地方公共 団体平均	51.3	313,801	351,974	△ 0.89	50.9	287,283	328,862	△ 0.16
都道府県	53.6	318,887	350,729	△ 1.36				
指定都市	50.8	317,119	371,467	△ 1.04				
市	50.9	320,391	349,369	△ 0.68				
町村	50.7	283,621	296,363	△ 0.61				
特別区	52.9	294,967	363,538	△ 1.74				



(単位：円、歳)

	H22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	R2年
平均給与月額	357,334	357,370	357,233	356,855	355,261	358,186	358,060	356,920	356,487	355,122	351,974
平均給料月額	319,174	319,086	318,959	319,325	318,107	320,291	318,209	317,632	317,277	316,274	313,801
諸手当月額	38,160	38,284	38,274	37,530	37,154	37,895	39,851	39,288	39,210	38,848	38,173
平均年齢	47.5	47.8	48.1	48.3	48.8	49.2	49.6	50.1	50.5	50.8	51.3

(参考)

技能労務職員の給与については、一般行政職と異なり、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、法律上、職務の内容や責任に応ずるものとしなければならないとされており、また、同一又は類似の職種に従事する民間従業者との均衡を考慮して定めなければならないとされている(地方公営企業法第38条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第7条、附則第5項)。